

清川村介護保険住宅改修費受領委任払い制度の登録に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条に定める居宅介護住宅改修費及び同法第57条に定める介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の受領委任払い及び代理受領（以下「受領委任払い」という。）を行う事業所の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(住宅改修費の支給)

第2条 清川村の居宅介護被保険者及び居宅要支援被保険者（以下「被保険者」という。）が住宅改修を行う事業所で、この要綱に基づく登録を受けた者（以下「受領委任払い取扱事業者」という。）により住宅改修を行った場合は、第8条に規定する代理受領により、住宅改修の費用を支給する。

(受領委任払い取扱事業者の登録)

第3条 受領委任払い取扱事業者の登録は、住宅改修を行う事業者の届出により、事業所ごとに行うものとする。

(受領委任払い事業者の登録の届出)

第4条 受領委任払いの登録を受けようとする事業者は、第1号様式及び第2号様式を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定により受領委任払いの取扱事業者として登録を行ったときは、第3号様式により該当事業者にその旨を通知する。

(変更の届出等)

第5条 受領委任払い取扱事業者は、届出事項に変更があったときは、速やかに第4号様式により村長に届け出なければならない。

2 受領委任払い取扱事業者は、住宅改修を廃止、休止又は再開するとき若しくは登録を辞退するときは、速やかに第5号様式により村長に提出しなければならない。

(受領委任払い取扱事業者の責務)

第6条 受領委任払い取扱事業者は関係法令等を遵守するとともに、被保険者の心身の状況等に応じて適切な住宅改修を行うよう努めなければならない。

(登録内容の情報提供)

第7条 村長は、被保険者及び居宅介護支援事業者に対して受領委任払い取扱事業者の住所等について情報提供を行う。

(受領委任払い取扱事業者の登録取消)

第8条 村長は次の各号のいずれかに該当する場合は、受領委任払い取扱事業者の登録を取消することができるものとする。

- (1) 被保険者の求めにも関わらず、正当な理由なく受領委任払い制度の利用を拒否した場合。
- (2) 受領委任払い取扱事業者の責に帰すべき事由により、被保険者の身体、財産等を傷つけた場合。
- (3) 不正な手段により第4条の登録を受けた場合及び住宅改修費の請求を行った場合。
- (4) その他、村長が必要と認めた場合。

2 村長は前項の規定に基づき登録の取消を行ったときは、第6号様式により当該取消を受けた事業者に通知するものとする。

(返還)

第9条 村長は、受領委任払い取扱事業者が偽りその他不正の手段により住宅改修費を代理受領したときは、当該住宅改修費の全部又は一部を返還させることができる。

(秘密保持)

第10条 受領委任払い取扱事業者は、職務上知り得た被保険者及びその家族その他の者(次項において「被保険者等」という。)の個人情報を保護するため、必要な措置を講じなければならない。

2 この事業に携わる者は、被保険者等の身上に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から適用する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

清川村介護保険住宅改修費受領委任払い取扱い事業者登録届出書

清川村長 様

住 所
 事業者名
 代表者氏名

㊞

介護保険住宅改修費受領委任払い取扱い事業者の登録を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて届出ます。

営 業 の 態	法 人 ・ 個 人		
事 業 所 在 地	(〒 -)		
事 業 所 名 称	フリガナ		
電 話 番 号		F A X	
登 録 を 受 け よ う と す る サ ー ビ ス の 種 類	居 宅 介 護 住 宅 改 修		
	居 宅 介 護 予 防 住 宅 改 修		
介 護 保 険 事 業 所 番 号			

振込口座の登録			
金 融 機 関 名		店 舗 名	
口 座 種 目	普通・当座	口 座 番 号	
口 座 名 義 人	フリガナ		

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

清川村介護保険住宅改修費受領委任払い制度に係る取扱誓約書

清川村長 様

住 所

事業所名

⑩

代表者氏名

清川村介護保険住宅改修費受領委任払い制度に関して、代理受領に係る届出を行うにあたり、下記の各事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 平成11年3月31日厚生省告示第95号に定められた介護給付費の対象となる住宅改修（以下「住宅改修」という。）に関しては、関係法令、通達、及び清川村の要綱等を遵守すること。
- 2 被保険者が、居宅要介護等被保険者となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な住宅改修を行えるよう援助・施工・調整等を行うことにより要介護者等の日常生活の便宜を図り、要介護者等を介護する者の負担の軽減を図るよう努めること。
- 3 事業を実施するにあたっては、清川村、居宅介護支援事業者、その他の居宅介護サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 4 居宅要介護等被保険者の意思及び人権を尊重し、常に居宅要介護等被保険者の立場に立ったサービスを提供するよう心がけることに努めること。
(受給資格の確認等)
- 5 居宅要介護等被保険者から、住宅改修について清川村介護保険住宅改修費受領委任払い制度にて取り扱うことを求められた場合は、その者の所有する介護保険証によって清川村の被保険者であること、要介護認定者及び要支援

認定者であり、さらに給付制限を受けていないことを確認する。また、当該被保険者の過去に住宅改修の実績があるか確認すること。

(見積書の発行)

- 6 住宅改修を清川村介護保険住宅改修費受領委任払い制度にて取り扱う場合、その施工に係る費用の見積書を作成し、居宅要介護等被保険者に発行すること。

(見積書の内容変更)

- 7 当該住宅改修に関する見積書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかにその変更内容を当該居宅要介護等被保険者に連絡すること。また、改めて清川村に対して介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前承認申請書及び変更後の見積書を提出するよう説明すること。

(住宅改修施工等)

- 8 要介護者等により介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前承認決定通知書を受領した旨の連絡があった場合、速やかに当該通知に記載された内容の住宅改修を行うこと。その際、当該住宅改修の施工に関して十分に説明を行い、快適な環境となるよう施工すること。

(自己負担の受領)

- 9 住宅改修については、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前承認決定通知書に記載されている自己負担額の支払いを要介護者等から受けるものとし、これを減免、又は超過して費用を徴収しないこと。また、工事完了及び自己負担金の受領後、居宅要介護等被保険者へ領収書及び住宅改修費工事内訳書等を発行すること。

(記録の整備)

- 10 清川村介護保険住宅改修費受領委任払い制度による住宅改修に関する記録を整備し、住宅改修完了の日から2年間保存すること。

(指導・調査等)

- 11 村長が必要であると認めた住宅改修の支給に関しては、指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を受けた場合には、直ちにこれに応じること。

- 12 関係法令、通達、清川村の要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について村長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

(届出の取消等)

- 13 この遵守事項に違反した場合、又は不正な手段により代理受領に係る届出を行った場合、村長が直ちに当該届出を取消しすること。また、以後村長が定める取消期間中は届出を行うことができないことについて、異議を唱えないこと。

(苦情処理等)

- 14 居宅要介護等被保険者から住宅改修の施工に関し、苦情又は相談があった場合、居宅介護等被保険者の状況を詳細に把握する必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、状況確認を行うこと。また、苦情に対しては、居宅要介護等被保険者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当該事業者において処理し得ない内容についても、窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を居宅要介護等被保険者の立場に立って検討し、対処すること。

(損害賠償)

- 15 住宅改修の施工に伴い、事業者の責めに帰すべき事情により、居宅要介護等被保険者等の身体・生命・財産等を傷つけた場合には、その責務の範囲において、居宅要介護等被保険者等に対してその損害を賠償すること。

(秘密保持)

- 16 事業者の職員は、業務上知り得た居宅要介護等被保険者又はその家族の秘密を保持すること。また、社員であった者に、業務上知り得た居宅要介護等被保険者又はその家族の秘密を保持させるため、社員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容とすること。

(その他)

- 17 届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨及びその年月日を村長に届出すること。

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

清川村介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業所登録通知書

様

清川村長

年 月 日付けで届出のありました、介護保険住宅改修受領
委任払い扱い事業者の登録について、次のとおり登録したので通知します。

事 所 者 の 名 称	
事 所 者 の 所 在 地	〒
受領委任払い取扱 事業所登録番号	
サービスの種類	
登 録 年 月 日	年 月 日

【問合せ先】

子育て健康福祉課高齢介護係
046-288-3861（直通）

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

清川村介護保険住宅改修費受領委任払い取扱い事業者登録事項変更届出書

清 川 村 長 様

住 所
事 業 者 名
代 表 者 氏 名

⑨

先に提出した介護保険住宅改修費受領委任払い取扱い事業者登録届出書の記載事項について、次の事項を変更しましたので届出ます。

受領委任払い取扱事業者番号		
登録内容を変更した事業所		サービスの種類
		所在地
		名称
変更があった事項 (該当項目番号に○)		変 更 の 内 容
1	事業所所在地	
2	事業所名	
3	代表者氏名	
4	電話番号	
5	FAX番号	
6	振込先口座	
7	その他	
変更年月日		年 月 日

第5号様式（第5条関係）

年 月 日

清川村介護保険住宅改修費受領委任払い取扱い事業者

廃止・休止・再開・辞退届出書

清 川 村 長 様

住 所
事業者名
代表者氏名

印

次のとおり登録に係る住宅改修の事業の（廃止・休止・再開・辞退）をいたしましたので届出ます。

受領委任払い取扱事業所番号	
廃止・休止・再開・辞退 した事業所	サービスの種類
	所在地
	名称
廃止・休止・再開・辞退の別	廃止 ・ 休止 ・ 再開 ・ 辞退
廃止・休止・再開・辞退の年月日	
廃止・休止・再開・辞退の理由	
休止予定期間（休止の場合のみ）	年 月 日 ～ 年 月 日

第6号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

清川村介護保険住宅改修費受領委任払い取扱い事業者登録取消通知書

様

清川村長

介護保険住宅改修受領委任払い取扱事業者の登録について、次のとおり登録を取り消しますので通知します。

事業所の名称	
事業所所在地	
受領委任払い取扱 事業所登録番号	
サービスの種類	
取消年月日	年 月 日
取消理由	

問合せ先